

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊 藤 正 経

路 線 名	県道勅使河原本庄線
供用開始の区間	本庄市小島四丁目七八七番一地 先から 同市小島一丁目一四九九番一地 先まで (ただし、関係図面に表示する部 分に限る。)
供用開始の期日	令和八年十月九日
備 考	平成二十五年十月四日付け埼玉県 本庄県土整備事務所長告示第十一 号で告示した道路予定区域の一部 供用開始である。 延長四八一・二〇メートル